

保育所における感染症の基礎知識

～新型コロナウイルス感染症への対応～

第3章 新型コロナウイルス感染症施設内発生時の対応

第 3 章

新型コロナウイルス感染症 施設内発生時の対応

1. 新型コロナウイルス感染症の位置づけ

【感染症法】

令和2年2月1日に“**指定感染症**”として定められた

※指定感染症とは国民の生命・健康に重大な影響を与える感染症

感染症法の**1類から2類感染症**に相当する

→入院勧告、就業制限、無症候感染者や疑似患者への入院勧告・措置

【学校保健安全法】

第一類感染症とみなされる→**治癒するまで出席停止**

※子どもが感染したもしくは濃厚接触者の場合

→学校保健安全法第19条に基づき**出席停止の措置**が取られる

※保育所等は学校保健安全法に準ずる

2. 新型コロナウイルス感染症発生時の 対応の準備

【事前に確認や共有をしておくこと】

＜保護者＞

- 通所している子どもや家族が検査を受けることが決まった段階で保育所に連絡
- 保育所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、子どもが濃厚接触となりうることを、その際には自宅待機14日間となることを説明しておく

＜行政機関＞

- 行政機関にどの段階での報告が必要か
(検査を受けた段階、検査で陽性が確定した段階など)
- 感染により自宅待機をする職員が多く出た場合の応援体制
- 検査で陽性が確定した場合の休園期間の決定や保護者への連絡方法や公表など
(差別的な扱いが生じないように個人情報保護を含めて予め公表範囲を決める)

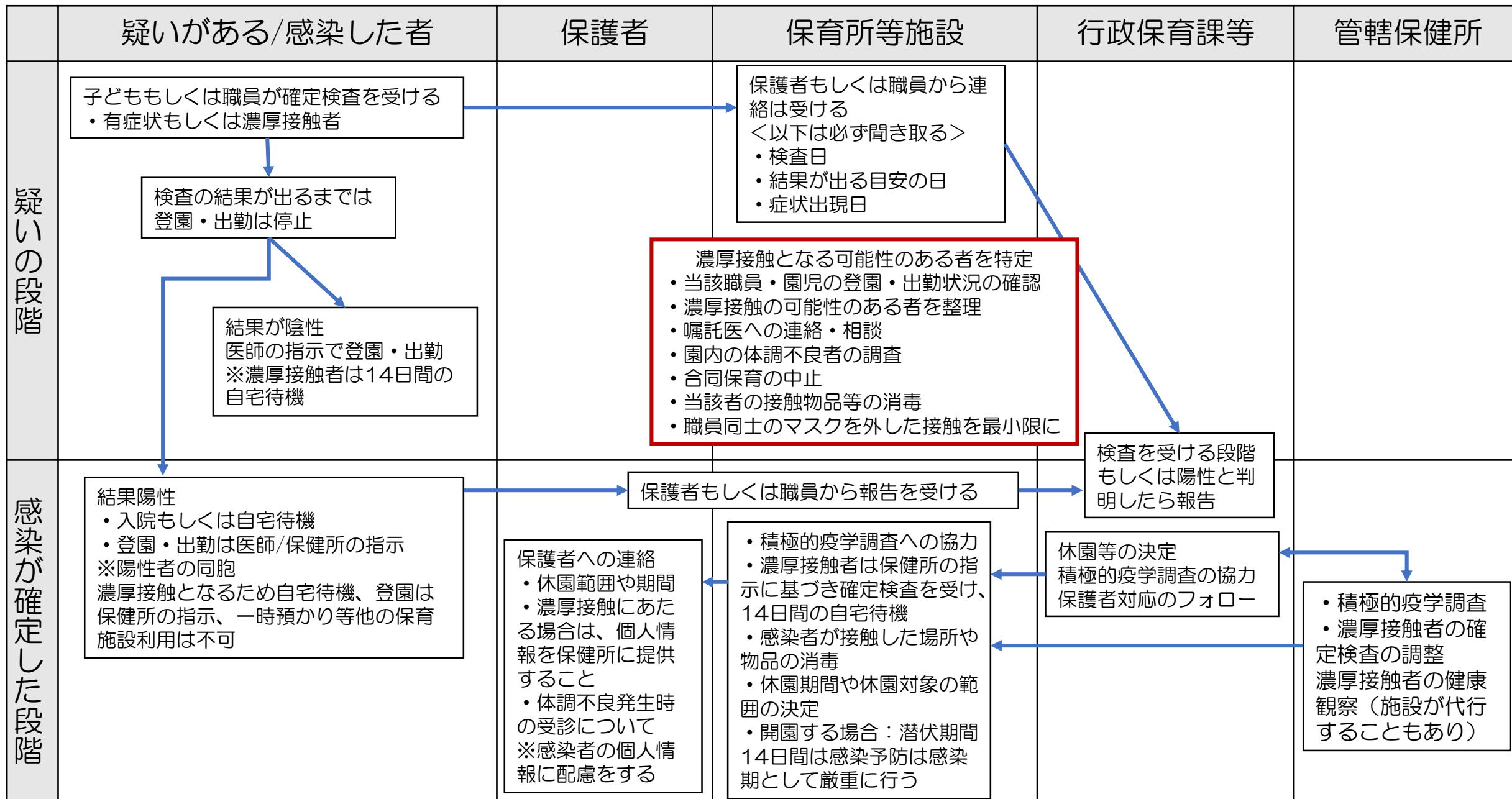
3. 新型コロナウイルス感染症発生時の対応

- 新型コロナウイルスの確定検査を受ける要件
(下記以外にも総合的な判断により検査が行われることがある)
 - * 症状があり、医師が検査の必要性を判断した
 - * 感染した人の感染期間にその人と濃厚接触していた
 - * 集団感染が発生している場所の感染期間に出入りをしてしていた

患者（検査による確定例）との濃厚接触者とは？（目安）

- ① 患者の同居家族もしくは長時間の接触（車内など）があった者
- ② 適切な防護無しに患者の看護・介護をしていた者
- ③ 患者の痰や鼻汁などに手袋無しで直接接触した可能性が高い者
- ④ マスクなしで15分以上1m以内接した者

3. 新型コロナウイルス感染症発生時の対応



最後に

